

別紙 3 - 3

データセンター要件

京都自治体情報セキュリティクラウド移行・サービス提供要求仕様書 4 (1) で規定するセキュリティクラウド構成機器を設置するデータセンターの要件については、以下のとおりとする

1 基本要件

- ・ 京都自治体情報セキュリティクラウド (2 期) において利用するサーバ、ネットワーク機器及びそれに付帯する設備 (以下「対象物件」。という) については、以下の要件を満たすデータセンター施設 (以下「データセンター」という) 内に設置させ、電源・空調・配線等、対象物件が安定的に運用できるようにするための環境・設備を提供すること。

2 立地要件

- ・ データセンターの位置する自治体による洪水ハザードマップにおいて、0.5m未滿とされている地域に立地していること。
- ・ データセンターの位置する自治体による津波浸水想定において、浸水が想定される区域でないこと。
- ・ データセンターの利用、機器搬出入等を支障なく行うため、普通車が 1 台以上駐車できる駐車スペースを有すること。
- ・ 駐車スペースからサーバ室までの搬出入経路上に段差などの支障がなく、台車などを利用した荷物の搬出入に不自由がないこと。

3 ネットワーク要件

- ・ 京都府が整備している情報ネットワークである「京都デジタル疎水ネットワーク」の中央 NOC 拠点 (京都市中京区) と光回線サービス又はダークファイバ等により、データセンターが府内に所在する場合は 1Gbps×2 での接続が可能であること。
- ・ データセンターが府外に所在する場合は、京都府庁本庁舎の最寄り駅である京都市営地下鉄 丸太町駅から公共交通機関を利用して 90 分以内に到着が可能である場

所に立地していること。

- ・ データセンターが府内に所在する場合は、「京都デジタル排水ネットワーク」の NOC 拠点として位置づけるため、京都府の方でネットワークを整備する。
- ・ データセンターが府外に所在する場合は、データセンターへの接続に必要な回線サービスについても、本調達の業務範囲に含めることとし、光回線サービス/ダークファイバ等により、上記中央 NOC 拠点到接続すること。

4 ラック等の要件

- ・ ラック内の排熱対策（空調方式に応じて排気ファン、ブランクパネルなど）が施されていること。
- ・ ラック毎に施錠が可能であり、前面及び後面に鍵が設けられていること。
- ・ ラックに空気流出入口が確保されていること。

5 データセンター要件

データセンターについて、下記の各項目に係る要件を満たすこと。

分類	項目	提供するサービスの内容・条件
立地	地盤の安定性	次のうちのいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・ PL 値、もしくは専門家の判断により、液状化危険度が「かなり低い」と判定されていること。・ PL 値の結果、液状化危険度が「極めて高い」、または「高い」で、杭などの液状化対策を実施していること。
	周辺環境	地震後火災による延焼危険度の高い住宅密集地、爆発物を持つ危険施設がある地域、復旧活動のためのアクセスルートが確保し難い地域などに位置していない、又は位置しているが対応準備があること。
建物	建物用途	下記のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none">・ データセンター専用であること。・ 複数用途ではあるが、ビルの定期点検等に対して、何らかのバックアップ対策を立て、データセンターの機能が予定外に停止する懸念の無いテナントであること。
	地震リスクに対する安全性	下記のいずれかの基準を満たすこと。 ① PML 20%未満であること（PML 3：50 年間での超過確率

		10%の損失)
		②今後50年間に震度6弱以下の地震が10%の確率で発生する地域において、1981年6月改正の建築基準法に準拠していること。
		③今後50年間に震度6強以上の地震が10%の確率で発生する地域において、1981年6月改正の建築基準法に準拠かつ耐震性能I類又はII類相当であること。
	設備（機器、配管等）の耐震安全性	IT機器：耐震クラスA相当/重要機器：耐震クラスA相当/一般機器：耐震クラスB相当の耐震安全性を有していること。
	地震発生後の早期復旧体制・準備	地震時に被害や施設の機能停止が発生した場合に早期に復旧できるための体制・準備（緊急対応マニュアル、防災マニュアル、BCP等）があること。
	耐火性能	建築基準法に規定する耐火建築物であること。
サーバ室	耐火性能	<ul style="list-style-type: none"> ・専用の独立した防火区画を有していること。 ・1時間耐火以上の耐火性能を有していること。
	火災検知	超高感度火災検知システムを有していること。
	消火設備	ガス系消火システムを有していること。
	漏水検知	漏水検知システムを有していること。
セキュリティ	セキュリティ管理レベル	建物、サーバ室においてセキュリティ管理がされていること。
	アクセス管理（建物）	人、ICカード又は生体認証によるアクセス管理が行われていること。
	アクセス管理（サーバ室）	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカードによるサーバ室へのアクセス管理が行われていること。 ・共連れ防止対策を実施していること。
	アクセス管理（ラック）	<p>下記のいずれかによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館時に鍵を貸与する、又はセンター運用要員が同行し鍵により施開錠を実施していること。 ・ICカード・生体認証によるラック扉の施開錠管理を行っていること。
	監視（建物）	<ul style="list-style-type: none"> ・人又はカメラによるセキュリティ監視が行われていること。 ・カメラによる場合、画像の記録又はモニタリングが実施されていること。

電気設備	監視（サーバ室）	カメラによるセキュリティ監視が行われており、画像の記録及びモニタリングが実施されていること。
	受電回線の冗長性	受電回線についてはスポットネットワーク、本線予備線、ループ受電等の複数回線となっていること。
	電源経路の冗長性 （受電設備～UPS 入力）	受電設備から UPS 入力までの電源経路が複数経路となっていること。
	電源経路の冗長性 （UPS～サーバ室 PDU）	UPSからサーバ室配電盤までの電源経路が複数経路となっていること。
	自家発電設備	自家発電設備を有していること。
	UPS設備	N+1以上の冗長構成であること。
	電気室/UPS室の 区画	独立した専用区画であること。
	サーバ室照明電源	商用電源 + 非常用発電機電源による冗長化が図られていること。
	UPSの停電補償 時間	UPSの停電補償時間は、5分以上であること。
	オイル確保量	非常用発電機のオイル確保量（オイル供給会社の優先供給契約を含む）は24時間以上あること。
中央監視設備	中央監視設備を有していること。	
空調設備	熱源機器・空調機 器	N+1以上の冗長構成であること。
	熱源機器・空調機 用電源経路	複数経路となっていること。
	熱源機械室の区画	独立した専用区画であること。
	空調用補給水	空調用補給水の備蓄量は24時間以上であること。 （空冷方式を採用している場合はこの限りではない。）
	熱源機器・空調機 用電源の冗長性	停電時のサーバ室温上昇防止のため、自家発電設備で冗長化されていること。
	配管設備の冗長性	水冷空調の場合、配管設備が冗長化されていること。
	通信設備	引き込み経路
キャリア		

	建物内ネットワーク経路の冗長性	建物のネットワーク設備を利用する必要がある場合、建物内ネットワーク経路及びネットワーク機器は冗長化されていること。
	MDF室、ネットワーク室の区画	独立した専用区画であること。
	MDF室、ネットワーク室の冗長性	冗長化されていること。
	通信関連機器電源の冗長性	建物のネットワーク設備を利用する必要がある場合、通信関連機器用の電源が冗長化されていること。
	通信ケーブルと電源ケーブルとの隔離性	通信ケーブルと電源ケーブルが離隔していること。
設備	常駐管理体制	24時間/365日の常駐管理であること。
運用	運用マネジメント	SO27001又はFISC運用基準において、設備運用に関する項目に準拠していること。
	全体エネルギーマネジメント	実施していること。(電力・温湿度・他の常時監視を含む)